

生駒市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年4月

改定 令和7年7月

生 駒 市

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議し、危険箇所の解消に努めてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「生駒市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下の体制により取組を進めることとします。

(1) 教育関係

- ・生駒市教育委員会（教育総務課）
- ・市内各小学校、中学校代表者及びPTA代表者

(2) 道路管理者

- ・国土交通省奈良国道事務所（管理第二課）
- ・奈良県郡山土木事務所（計画調整課）
- ・生駒市建設部（土木課、事業計画課、管理課）

(3) 交通安全管理者

- ・奈良県警察本部生駒警察署（交通課、生活安全課）
- ・生駒市総務部（防犯交通対策課）

(4) 関係団体

- ・校区の地域代表

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校及び中学校は、1年に1回、通学状況の確認やPTA、自治会からの情報収集により、通学路上の危険箇所の抽出を行ったうえで、新規の危険箇所について市教育委員会に報告を行うこととします。

- ・市教育委員会は、各小学校及び中学校から提出された危険箇所の情報を整理し、関係機関と調整のうえ、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、毎年夏期休業期間までに行います。

○合同点検の体制

- ・小学校及び中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・対策の検討は、危険箇所の道路管理者、交通安全管理者及び市教育委員会が共同で行うものとし、市教育委員会はその結果を合同点検の参加者に報告します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、毎年の合同点検前に対策実施後の箇所について各小学校及び中学校に意見を求めることにより、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所の公表

- ・小学校及び中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校及び中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。
- ・公表は、市ホームページや市広報紙で行うこととし、合同点検の年度ごとに分類したうえで対策前後の状況や進捗についても公表します。

【別添資料】

- ・ [対策一覧表・対策箇所図](#)